



平成 28 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 昭和シェル石油株式会社  
代表者名 代表取締役グループ CEO 亀岡剛  
コード番号 5002  
問合せ先 広報部長 中村 知史  
(TEL 03-5531-5591)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項について以下のとおりお知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシー(注 1)	その他の関係会社	0.00	35.09	35.09	アムステルダム、ロンドン及びニューヨーク証券取引所
アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィ(注 2)	法人主要株主	14.98	0.00	14.98	なし

(注) 1 ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーの子会社であるザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド（議決権所有割合 33.28%）及びザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド（同 1.80%）が当社の議決権を有しております。（注：議決権所有割合は、小数点第 3 位を四捨五入。）なお、ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド及びザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドは、出光興産株式会社との間で、平成 27 年 7 月 30 日付で、その保有する当社株式合計 125,261,200 株について、必要となる競争法上の当局による審査の完了等を条件として、出光興産株式会社に対して譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しております。

2 アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィの議決権所有割合は 15%未満であり、財務諸表規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社には該当しませんが、主要な株主であることより記載しています。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

親会社等	理由
ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシー	当社議決権のうち 35.09% を有し、原油調達、技術援助、商標使用等について提携関係にあるため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との

関係（平成 27 年 12 月 31 日現在）

(1) ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーとの関係

ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーとその子会社により形成されているシェルグループは、当社の議決権の 35.09% を有しております。当社の業務執行を行う役員のうち取締役 1 名はシェルグループからの出向者であり、他に非業務執行取締役 1 名をシェルグループから受け入れております。また、当社とシェルグループは、経営ノウハウを含む様々な情報交換を行っており、企業倫理や環境保全に関する考え方等においても共通の尺度を持っております。相互の人事交流も行っており、シェルグループ海外諸会社から当社への出向者は 4 名（前記の取締役を含む。）、当社からシェルグループ海外諸会社への出向者も 6 名です。また、この他に、在日シェルグループ諸会社から当社への出向者が 2 名、当社から在日シェルグループ諸会社への出向者が 13 名おります。

当社はシェルグループの商標の日本での使用許諾を受け、国内における石油製品等の販売に使用しております。また、シェルグループは、航空会社、外航船舶等に対する石油製品等の世界的な供給網を構築しており、当社は日本国内においてその一角を担うと同時に、当社の顧客である国内企業が海外で石油製品等の供給を受ける場合にこの供給網を利用しております。

当社は、シェルグループから精製技術の提供を受けているほか、製油所の操業に関する様々な情報を交換しております。石油製品等の仕様や製品安全に関する情報等も交換しており、共同研究開発も行っています。天然ガスから液体燃料を合成する G T L (Gas to Liquids) 技術により作られた新燃料の提供を受け、国内で石油ファンヒーター専用灯油として販売しております。

原油調達においては、シェルグループは現在においては当社の主要な供給者ではないものの、スポット調達等における供給者として提携関係を維持しております。また、潤滑油添加剤等の原料・資材等の調達においても共同購買を行っております。

石油製品の輸出入取引等においては、当社の石油製品等国際トレーディング事業のオペレーションを事業賃貸することにより、シェルグループと一体化するとともに、その国際ネットワークを利用して、石油製品の海外市場に対するアクセスの確保と収益機会の拡大を図っております。

当社とシェルグループはこのように広汎な提携関係にありますが、当社全取締役 8 名中 2 名は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員で構成されており、意思決定の独立性を確保しております。事業上の独立性に関しては、当社は国内において石油製品の精製、研究開発、流通から販売に至る独自のネットワークを有しております、原油調達においても産油国国営石油会社等から直接取引を行うなど独自の調達を行っております。また、太陽電池事業においては、当社独自の技術により当社独自の世界統一ブランドのもと世界展開を開始しており、電力事業も独自に展開するなど、主要な事業における事業上の独立性を確保しております。

(2) アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィとの関係

アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィは、サウジ・アラビアン・オイル・カンパニー（サウジ・アラムコ社）の子会社であり、当社とサウジ・アラムコ社は原油供給に関する基本契約を締結しています。また、当社はサウジ・アラムコ社グループから社外取締役 2 名を受け入れている他、相互の人事交流も行っており、サウジ・アラムコ社グループから当社への出向者は 3 名

です。

#### 4.支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

##### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要 株主	サウジ・アラビ アン・オイル・ カンパニー	サウジ アラビア	—	石油・天然 ガスの開発、 生産、精製、 販売、輸送	(被所有) 間接15.0	原油・製品 の購入	原油・製品 の購入	565,861	買掛金	17,797

##### 取引条件及び取引条件の決定方針等

原油・製品の購入については、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

- (注) 1 サウジ・アラビアン・オイル・カンパニー(サウジ・アラムコ社)は、法人主要株主であるアラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィ(オランダ)の親会社です。  
 2 取引に係る消費税等は不課税であり、期末残高には消費税等は含まれておりません。

##### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社の 子会社	シェル・ケミカルズ・ジャパン 株式会社	東京都 港区	(百万円) 250	石油化学製品の 国内販売と輸出入、石油製品・ 石油化学原料の トレーディング 他	—	石油製品の 販売と購入 石油化学 製品の販売 役員の兼任、 転籍	石油製品・ 石油化学 製品の販売	239,140	売掛金	12,425
その他の 関係 会社の 子会社	シェル・イースタン・トレーディング(ピー・ティー・イー) リミテッド	シンガポール	(百万US\$) 714	原油・製品等の トレーディング 他	—	原油・製品 等の購入・ 販売	原油・製品 等の購入	178,027	買掛金	5,964

##### 取引条件及び取引条件の決定方針等

原油・石油製品及び石油化学製品の販売及び購入については、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

- (注) 1 シェル・ケミカルズ・ジャパン株式会社の親会社であるザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドは、同社の子会社であるザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドと併せて、当社の議決権の35.1%を所有しております。また、ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドの親会社は、ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーです。  
 2 シェル・イースタン・トレーディング(ピー・ティー・イー)リミテッドの親会社であるシェル・ペトロリウム・エヌ・ブイは、ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーの子会社です。また、ロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーの子会社であるザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドは、同社の子会社であるザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドと併せて、当社の議決権の35.1%を所有しております。  
 3 上記金額のうち、シェル・ケミカルズ・ジャパン株式会社の期末残高には消費税等が含まれており、取引金額には消費税等は含まれておりません。また、シェル・イースタン・トレーディング(ピー・ティー・イー)リミテッドとの取引に係る消費税等は不課税であり、期末残高には消費税等は含まれおりません。